

区民意見及び区の考え方

新宿区景観まちづくり計画

番号	分類	内容	考え方
1	景観まちづくり計画	景観形成方針①に関する景観形成基準のうち、眺望点からの見え方について、四谷見附橋が入っていないので加えてほしい。	<p>景観まちづくり計画に反映します。</p> <p>四谷見附橋の特徴的な意匠と橋からの建築物の見え方についても景観上重要だと考え、四谷見附橋を景観形成基準の眺望点に追加します。</p> <p>資料1 P5及びP6 「景観形成基準」 資料2 「2. 景観形成基準」 【変更後】 ○形態意匠、色彩、配置は、市ヶ谷橋や四谷見附橋、迎賓館前の眺望点からの見え方に配慮する。</p> <p>【変更前】 ○形態意匠、色彩、配置は、市ヶ谷橋や迎賓館の前などの眺望点からの見え方に配慮する。</p>
2	景観まちづくり計画	2.「概要版」2. (4)の「四谷駅」の定義 JR四谷駅は「ターミナル(終着駅)」にあらず。「終着駅」とは、都内であれば、例えば、東京駅、上野駅、品川駅、新橋駅、などのように当該駅に電車、地下鉄、路線バスなど多種多様な交通手段があるところを指すのであって、四谷の如く区内を運行する路線バスさえ廃止され、特に住民や在勤者に多大の迷惑を及ぼしているところは、単なる「通過駅」の一つと分類されるので、実情をよく見極め、公共交通手段の改善に努められたい。例えば、南元町の谷底の住民は、日常の食品調達や通院にも利用する公共手段すらなく、日本国憲法第25条で保障される権利すら、享受できない状況にあることを区は認識し、再開発事業に浮かれる前に、谷底の区民にも十分日の当たるよう改善に努められたい。	<p>景観まちづくり計画に反映します。</p> <p>ターミナル駅には「終着駅」の他に「集積駅」という意味があります。四谷駅は、JRや東京メトロなど複数の路線が乗り入れているため、「集積駅」という意味で表現していましたが、誤解のないように表現を改めます。</p> <p>資料1 P3 「景観形成方針」 資料2 「1. 景観形成方針」 【変更後】 迎賓館や四谷見附橋、外濠などの歴史的資源との調和を図り、多くの乗降客で賑わう四ツ谷駅前や新宿通りの玄関口として、訪れる・住む・働く人の多様な活動が映える賑わいの拠点の顔にふさわしい、東京を代表する魅力的な駅前景観の形成を推進します。</p> <p>【変更前】 迎賓館や四谷見附橋、外濠などの歴史的資源との調和を図り、ターミナル駅である四ツ谷駅前や新宿通りの玄関口として、訪れる・住む・働く人の多様な活動が映える賑わいの拠点の顔にふさわしい、東京を代表する魅力的な駅前景観の形成を推進します。</p>

番号	分類	内容	考え方
3	景観まちづくり計画	<p>3.「概要版」2.(4) ②景観形成方針・基準、みどりの保全と創出 及び「素案」図表4-1、4-2みどりの保全</p> <p>みどりの保全を声高に唱えているが、区のやり方は、全く逆。廃校となった四谷第3小学校の樹木のほとんどを伐採しており、さらに、同小学校前の病院にあるヒマラヤスギの巨木についてももはや、伐採の難を逃れる術もなく、風前のともし火、百年以上の樹齢を閉じようとしている。同小学校の小学生達が植樹した木々は、活用術があったにもかかわらず(例えば)、体育館に並行して植樹されていたトチノ木(マロニエ)9本は、目下改造工事が行われている三栄通りの街路樹として活用する術も住民より提案されていたのに区みどり土木部道路課及びみどり公園課は無残にも提案を踏みにじりその多くを伐採した。区は、みどり保全を唱える傍ら次々にみどりを伐採しているのは、いかなる心情か。全くつじつまが合わない。再開発でみどりみどりと区民におしつけるのを止めたらどうだ。当方保護樹木を区に提供して貢献しているが、いずれ伐採して新宿区の砂漠化に貢献してやる。</p>	<p>趣旨を踏まえて取り組んでいます。景観形成方針や景観形成基準では、みどりの保全と創出について定めています。当該区域内で予定されている再開発事業では既存樹木をできるだけ残すように、区は四谷駅前地区再開発協議会(以下「協議会」という。)及び施行者であるUR都市機構に働きかけています。</p> <p>協議会及び施行者であるUR都市機構は、再開発事業の緑化計画において、地元の方々の意見を踏まえ、専門家に意見を聞きながら、樹木が移植に耐えられるかどうかなどを調査しました。</p> <p>移植可能な樹木については、再開発区域内において、6本の樹木の移植等を予定しています。</p> <p>なお、今後も引き続き、関係部署の連携をより一層図りながら、景観形成方針等に基づき豊かなみどりの保全と創出に取り組んでいきます。</p>
4	景観まちづくり計画	<p>5.「素案概要」2.(4) 景観形成方針②③④「素案」1.(3) 景観形成基準図表4-1</p> <p>屋外広告物に関する規制(④)、建築物に関する外壁の色彩や素材規制(①)、道路沿い建物の低層部の空間創出(③景観形成基準)など建築主に対し種々の規制を課すことは、「表現の自由」を国民の最大の権利として保障する日本国憲法第21条に反することになる。</p> <p>特に、「素案」図表4-1の届出対象行為、景観形成基準において、事細かに色彩、素材、形態意匠などを規制するのは、建主個人、建築家などに対する不当な規制であり、彼らの自由な意思・表現の自由を阻害する限度に達している。建造物は、公共の福祉の阻害にならない限り、それを創造し作製する者の自由であることを忘れてはいけない。このような詳細にわたる規制をかけることは、人類の文化の発展を阻害する行為であり、公の規制行為として不相当である。すべて個人の自由に任せ、個人は建築物を自らの常識に基づき建築基準法の範囲内で構築すればよい。区が種々の規制を法的にかけると我が国においては、ガウディのような建築家の出現は期待できない。</p>	<p>ご意見として参考にします。</p> <p>全国の多くの自治体は景観に関する取組みを自主条例で行ってきましたが、この手法には限界があり、また、全国的に景観をめぐる訴訟が問題となっていました。</p> <p>そのような背景から、平成16年に景観法が制定され、そして、平成21年から、新宿区は景観法に基づく新宿区景観まちづくり計画の運用を開始しました。</p> <p>景観形成基準では、形態意匠や色彩などについて定性的な表現で定めています。これにより、設計者の創意工夫を促しています。</p> <p>新宿区は、この景観形成基準に基づき、設計者や施工者などと協議を行い、景観誘導を推進しています。</p>

番号	分類	内容	考え方
5	景観まちづくり計画	国際化に対応していくためにも「四谷駅周辺」といった表現にも配慮が必要である。駅名よりも、「四谷支所管内」や「四谷地区周辺」、「YOTSUYA」など、今後の姿勢や方向性に対する象徴となるものがよい。	ご意見として参考にします。 当区分地区は、平成25年12月に都市計画決定した「四谷駅周辺地区地区計画」の内容を踏まえたものであるため、地区名を合わせました。そして、それに地区を想起できるような表現を加え、「潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区」としました。

その他

番号	分類	内容	考え方
6	景観全般	まちづくりの範囲が、単に四谷一丁目と本塩町だけではなく、区としては、「外堀通り関係区の集合による景観」など隣接区との連携も視野に入れて「まちづくり」に取り組んでほしい。	考えは盛り込まれています。 新宿区は、平成23年4月に外濠地区を地域の景観特性に基づく区分地区「歴史あるおもむき外濠地区」に定め、良好な景観形成に取り組んでいます。 また、外濠の広域的な景観形成に取り組むため、平成21年に千代田区、港区、新宿区の3区で「外濠地区景観ガイドプラン」を策定し、現在も3区で定期的に連絡会議を開催し、情報共有等を行っています。
7	景観全般	1.「概要版1. 経緯」 四谷地域における当該箇所は、地域全体に対し極めて大きな影響を及ぼすものであり、発案当初から周囲の住民(本年12月1日現在当該再開発地区を含む四谷11町の住民登録総人口14,253名)に対し計画案について十分な説明会を開催する必要があった。にも拘らず、例えば至近の説明会(11月16日)は、四谷保健センター5階の小さな集会室D(55㎡定員24名)で行われるなど住民に対する周知徹底の意図が全くなかったことは、極めて遺憾である。今回特に区民から寄せられた意見については全て、今後開催される予定の景観まちづくり及び都市計画両審議会に全て事前に提供し、会議において十分に検討されるよう要請する(議場配布はダメ)。	趣旨を踏まえて取り組みます。 当区分地区の検討にあたっては、区内の住民や土地・建物の所有者等に対し、景観アンケート調査や説明会、意見交換会(3回開催)等を実施してきました。それらの内容は、まちづくりニュース(5回発行)で周知しています。 また、平成27年11月5日から12月7日まで区民意見を募集し、平成27年11月16日に地域説明会を開催しました。 区民意見募集と地域説明会開催のお知らせは、広報しんじゅく(平成27年11月5日号)や新宿区ホームページ、まちづくりニュースの配布を通じて行っております。 このように、区民意見募集に努めてきました。区民意見については、景観まちづくり審議会及び都市計画審議会に報告を行いました。

番号	分類	内容	考え方
8	その他の分野	三栄通り改造工事では、三栄公園前の路上に残された2本のヒマラヤスギ及びその他の樹木も前記同様伐採の憂き目に遭遇している。区のみどり行政の矛盾を棚に挙げて力なき区民国民に対しみどりの保全確保推進を強要できる筋合いか。特に、区のみどり土木事業において、住民の意向を無視した事業・工事などよく反省し、区の方針において言動不一致を止めてもらいたい。	ご意見として参考にします。 現在、三栄通りでは道路の無電柱化整備を実施しており、あわせて緑量のある街路樹を整備する予定です。また、三栄公園前のヒマラヤスギと一部の樹木については残すこととしており、見通しのよい安心して通行できる歩道空間の整備を行います。
9	その他の分野	今次四谷再開発事業に置いても区民住民の意向を十分に把握し、将来において後悔することのなきよう最大限の努力を要請する。	趣旨を踏まえて取り組んでいます。 区は、都市計画決定において、都市計画法に基づく説明会等を実施し、区民の方々からご意見を伺いました。 施行者であるUR都市機構は、東京都の環境アセスメント制度に基づく説明会や、解体工事の説明会を実施しました。今後は建築工事着手前に説明会等を検討しております。
10	その他の分野	4.「素案」1 (2) ①にぎわいの拠点 四谷1丁目北側地域及びしんみち通りを風俗営業地域として(すでに適用法律規則を改訂している)第2の歌舞伎町にはならない。四谷を汚さないこと。四谷にかかる賑わいは不要である。区役所も歌舞伎町からの脱却を考えたら如何。	趣旨を踏まえて取り組んでいます。 当区分地区の対象区域は、平成25年12月に都市計画決定した「四谷駅周辺地区地区計画」により、店舗型性風俗営業などの進出を制限しています。
11	その他の分野	6. 新宿区における都市計画 今回の四谷の再開発地域においても、建造物を中心にした「都市計画」なるものを区は強引に推進しようとしているが、都市計画においては、まず、整備しなければならないのは、十分な道路の確保である。新宿区は、域内の道路〔特に区道〕がまるで整備されておらず、四谷地域においても戦後70年まちづくりにおいて最も重要な細街路の拡幅工事を行うことなく、安易な目玉工事と区が独自に発案した「三栄通り」の改造に金と時間を費やしている。 区内地域の開発計画を発案推進する前に、建造物を中心にした派手な計画に傾くことなく地味で地道な事業である道路の十分な幅員確保整備計画を優先して立案実施する必要がある。道路がなければ、都市は絶対に継続し得ない。	趣旨を踏まえて取り組んでいます。 区では、平成14年に新宿区細街路拡幅整備条例を施行し、幅員4m未満の細街路の拡幅整備を進めています。 ご指摘のとおり、地味で地道な作業ですが、区民の皆様の身近な生活道路である細街路を拡げることは、快適な住環境の確保や災害時の安全性の向上につながる重要な施策であり、今後も、積極的に取り組んでまいります。
12	その他の分野	本件事業は、四谷地域にとって大規模開発であるので、計画の進捗状況により、問題が生じた場合など随時意見具申する。	ご意見として参考にします。

番号	分類	内容	考え方
13	その他の分野	四谷駅周辺の再開発事業に関する工事、販売計画のスケジュールを区として取りまとめて示してほしい。	質問にお答えします。 工事については、現時点では、平成28年8月の工事着手、平成31年10月の完成を目指しており、販売計画は未定と聞いております。
14	その他の分野	ユニバーサルデザインの観点から、まちを訪れる人などに対して、看板や案内板等のフレームを統一してわかりやすくするなど、常に研究し続けていくことが重要である。	ご意見として参考にします。 2020年のオリンピック・パラリンピック開催を控え、今後より一層新宿のまちを訪れる人が増えることが予想されることから、わかりやすい案内サインなど、ユニバーサルデザインの観点から研究してまいります。
15	その他の分野	人目がありそうでも大人たちが気付くことができない「子どもにとっての危険な暗がり」がある。子どもにとっての「暗がりチェック」は大事である。 また、自転車事故と明るさも今度の子ども高齢者向けにチェックしてみる必要があるかもしれない。	ご意見として参考にします。 いただいたご意見を参考に、安全で安心なまちづくりを進めていきます。
16	その他の分野	新たな豊かな人間性のあるまちづくりが重要と考える。ワークショップ型のまちづくりをもっと沢山あちこちで実施すると良いと思う。	ご意見として参考にします。 いただいたご意見を参考に、ワークショップの機会を設けるなど、地域住民との協働によるまちづくり活動を行ってまいります。

※番号2、3、4、7、8、9、10、11、12は、いただいた意見を要約せずに掲載しています。